



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部を改正する告示（職員厚生課）…………… 1
- 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める介護補償の額の一部を改正する告示（職員厚生課）…………… 2
- 救急病院の告示（医療政策課）…………… 2
- 公共測量の実施の終了の通知・2件（農地農村整備課）…………… 3
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 3
- 河川区域の変更による廃川敷地等の発生（河川課）…………… 3

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課）…………… 4
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立南部工業高等学校）…………… 6

病院事業局事項

- 令和3年度における沖縄県病院事業局職員の夏季休暇の特例に関する規程…………… 7
- 令和3年度における沖縄県病院事業局会計年度任用職員の夏季休暇の特例に関する訓令…………… 8

告 示

沖縄県告示第367号

年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年7月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部を改正する告示

年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成4年沖縄県告示第532号）の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,081円	13,384円
20歳以上25歳未満	5,589円	13,384円
25歳以上30歳未満	6,164円	14,322円
30歳以上35歳未満	6,577円	17,163円
35歳以上40歳未満	6,854円	19,407円
40歳以上45歳未満	7,070円	21,601円
45歳以上50歳未満	7,208円	22,760円

50歳以上55歳未満	7,090円	25,308円
55歳以上60歳未満	6,583円	25,093円
60歳以上65歳未満	5,420円	20,870円
65歳以上70歳未満	3,970円	15,258円
70歳以上	3,970円	13,384円

附 則

(施行期日等)

- この告示は、令和3年7月16日から施行し、改正後の本則の表（45歳以上50歳未満の項最高限度額の欄、50歳以上55歳未満の項最高限度額の欄及び55歳以上60歳未満の項最高限度額の欄に係る部分を除く。）の規定は、同年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 改正後の本則の表（45歳以上50歳未満の項最高限度額の欄、50歳以上55歳未満の項最高限度額の欄及び55歳以上60歳未満の項最高限度額の欄に係る部分を除く。）の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。
- 改正後の本則の表（45歳以上50歳未満の項最高限度額の欄、50歳以上55歳未満の項最高限度額の欄及び55歳以上60歳未満の項最高限度額の欄に係る部分に限る。）の規定は、令和3年7月16日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

沖縄県告示第368号

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める介護補償の額の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年7月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める介護補償の額の一部を改正する告示

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める介護補償の額（平成8年沖縄県告示第628号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「166,950円」を「171,650円」に、「72,990円」を「73,090円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「83,480円」を「85,780円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この告示は、令和3年7月16日から施行し、施行後の沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める介護補償の額の規定は、同年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 改正後の本則の表の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

沖縄県告示第369号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和3年7月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
牧港中央病院	浦添市字牧港1199番地	医療法人博愛会	令和3年7月15日	令和6年7月14日

沖縄県告示第370号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮古島市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年7月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市地内（竹アラ地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和2年12月21日から令和3年5月14日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第371号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮古島市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年7月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市地内（大牧南地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和2年11月26日から令和3年5月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第372号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、久米島町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 久米島町字儀間地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年6月28日から同年11月19日まで
- 3 作業種類 公共測量（3級基準点測量）

沖縄県告示第373号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県南部土木事務所において縦覧に供する。

令和3年7月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 河川の名称 報得川水系報得川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和3年7月16日
- 3 廃川敷地等の位置
 - (1) 糸満市西崎町二丁目591番地先河川敷
 - (2) 糸満市西崎町二丁目591番地河川敷
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
 - (1) 土地 1247.82平方メートル
 - (2) 土地 681.02平方メートル

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 名護大北商業施設 名護市大北五丁目2番14号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 有限会社渡嘉敷商会 那覇市古波蔵4丁目1番8号 代表取締役 渡嘉敷元、有限会社がなほ 名護市大中三丁目19番36号 代表取締役 我那覇守重、我那覇守重 名護市大中三丁目19番36号、森山正男 名護市宇茂佐の森一丁目5番地12
- 3 法第8条第1項の規定による名護市の意見の概要
 - (1) 施設の配置及び運営に当たっては、当該店舗の所在地が、都市計画法（昭和43年法律第100号）の第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域内であることに留意し、地域住民の生活に配慮すること。
 - (2) 建築面積300平方メートル以上の建築物の色彩の変更であって、当該行為に係る部分の面積が30平方メートル以上のものを行う場合は、名護市景観まちづくり条例（平成25年名護市条例第10号）の規定により届け出ること。
 - (3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び悪臭防止法（昭和46年法律第91号）を遵守するとともに、地域住民等から騒音、振動、悪臭等に関する相談又は苦情があった場合には、真摯に対応すること。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和3年7月16日から同年8月16日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和3年7月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年1月4日
 - (2) 商号名 八潮重設運輸株式会社
 - (3) 代表者名 潮平真一郎
 - (4) 所在地 那覇市宇上間162番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第13992号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年11月5日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年1月4日
 - (2) 商号名 株式会社サン電設
 - (3) 代表者名 玉城悟
 - (4) 所在地 うるま市宇塩屋508番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第11428号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年11月9日付けで、建設業法第12条に基づき電気通信工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和3年1月4日

- (2) 商号名 三光建設工業株式会社
 - (3) 代表者名 粟盛哲夫
 - (4) 所在地 石垣市字平得212番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第5382号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年11月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和3年1月4日
- (2) 商号名 有限会社丸正工業
 - (3) 代表者名 比嘉久子
 - (4) 所在地 名護市城一丁目21番15号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第2938号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年11月19日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和3年1月4日
- (2) 商号名 有限会社喜名興業
 - (3) 代表者名 喜名健
 - (4) 所在地 うるま市安慶名三丁目36番52号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第11052号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち鋼構造物工事業及びしゅんせつ工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年11月19日付けで、建設業法第12条に基づき鋼構造物工事業及びしゅんせつ工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和3年1月4日
- (2) 商号名 株式会社コバキュー
 - (3) 代表者名 小橋川順史
 - (4) 所在地 うるま市字天願61番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第12174号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年11月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和3年1月4日
- (2) 商号名 優塗装株式会社
 - (3) 代表者名 朝山優一
 - (4) 所在地 北谷町字伊平421番地7
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第12897号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年12月15日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和3年1月8日
- (2) 商号名 新垣工業
 - (3) 代表者名 新垣弘樹
 - (4) 所在地 八重瀬町字東風平1522番地1 イーストコンフォート101号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第14028号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年12月9日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和3年7月16日

沖縄県立南部工業高等学校長 宮 里 哲

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 自動プログラミング装置 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和4年2月28日（月曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県立南部工業高等学校機械科棟

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配布

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和3年8月17日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立南部工業高等学校事務室 〒901-0402 八重瀬町字富盛1338番地 電話番号098-998-2313

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和3年7月29日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年8月27日（金曜日）午前11時
- (2) 場所 沖縄県立南部工業高等学校視聴覚室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を指定金融機関に納付し、領収書の写しを令和3年8月26日（木曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和3年7月29日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立南部工業高等学校
 - (2) 所在地 〒901-0402 八重瀬町字富盛1338番地
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な書類
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和3年8月24日（火曜日）午後4時
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 令和3年7月29日（木曜日）午前11時
イ 場所 5(2)の場所
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Automatic Programming Device: 1 set
 - (2) DELIVERY DUE DATE
February 28, 2022
 - (3) DATE FOR BIDS
11:00 a.m. August 27, 2021
 - (4) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural Nanbu Technical Senior High School Office
1338 Tomori, Yaese Town, Okinawa, Japan, 901-0402
Telephone 098-998-2313

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第9号

令和3年度における沖縄県病院事業局職員の夏季休暇の特例に関する規程を次のように定める。

令和3年7月16日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

令和3年度における沖縄県病院事業局職員の夏季休暇の特例に関する規程

沖縄県病院事業局職員就業規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号）第20条第15号の規定の適用については、令和3年度にあっては、同号中「毎年6月1日から11月30日まで」とあるのは、「令和3年6月1日から令和4年3月31日まで」とする。

附 則

この規程は、令和3年7月16日から施行する。

沖縄県病院事業局訓令第9号

令和3年度における沖縄県病院事業局会計年度任用職員の夏季休暇の特例に関する訓令を次のように定める。

令和3年7月16日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

令和3年度における沖縄県病院事業局会計年度任用職員の夏季休暇の特例に関する訓令

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第3号）第19条第10号の規定の適用については、令和3年度にあつては、同号中「1の年度の6月から11月まで」とあるのは、「令和3年6月から令和4年3月まで」とする。

附 則

この訓令は、令和3年7月16日から施行する。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1